

自転車保険への加入を義務付ける自治体が増えています!

近年、自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償を命じる判決が相次いでいます。被害者の保護を図るため、また、損害賠償責任を負ったときの経済的負担の軽減を図るために、自転車損害賠償保険等への加入義務化の動きが全国で広まっています。

自転車損害賠償保険等への加入義務・加入努力義務を条例で定めている主な自治体

	都 道 府 県	市区町村
加入義務	宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(2022年7月1日~)栃木県、福井県	茨城県笠間市、千葉県千葉市、石川県金沢市、 岡山県岡山市
加入努力義務	北海道、青森県、茨城県、千葉県、富山県、和歌山県、 鳥取県、徳島県、高知県、香川県、佐賀県	岩手県盛岡市、栃木県栃木市、岐阜県羽島市、 広島県三次市、島根県松江市、長崎県大村市

令和4年4月1日現在 共栄火災調べ

自転車での高額賠償事例

日料半でツ向銀物頃ず内						
事故の概要	こんな金額					
男子小学生 (11歳) が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性 (62歳) と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)	払えないわ… どうすればいいの?					
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を 斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳) と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)	そんなときのために					
男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず 走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性 (38歳) と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)	そんなときのために 事前に備えておけば 安心です!					
(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。 上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。 出典:一般社団法人日本損害保険協会ホームページ「自転車事故と保険」						
7	事故の概要 男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決) 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決) 男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決) 記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。					

日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガを補償する

JA自転車倶楽部をおすすめします

- ●ご加入に際して、健康診断を受けていただく必要はありません。また、被保険者ご本人の年齢によるご加入の制限もありません。
- 1 年毎の補償終了時には、ご契約が自動継続されますので手間がかからず、保険の付け忘れといった心配もありません。 ※「JA自転車倶楽部」は、賠償責任補償特約付帯交通事故傷害保険の愛称です。

突然の自転車事故・・・。 JA自転車倶楽部がしっかりサポートします!



日本国内・国外を問わず補償

自転車事故による相手方への賠償など、日常生活における賠償責任を幅広く補償します。 また、交通事故等によるケガの補償も付いています。

賠償責任の補償

賠償責任保険金

交通事故等によるケガの補償

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険



賠償責任の補償は示談交渉サービス付き (賠償事故解決持約付帯)

日本国内においてご家族※が加害者となる賠償事故の場合には、共栄火災の専任スタッフが ご家族に代わって示談交渉を行います。

※ご家族とは、被保険者ご本人、その配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居 の未婚のお子さま」をいいます。



②上記①以外の手術の場合

3.5万円

保険金の種類(保		被保険者 (保険の補償を受けられる方)	保険金をお支払いする場合	保険金額		
「ごめんなさい」ではすまないとき						
	賠償責任保険金 示談交渉サービス付)	※1 被保険者ご本人 配偶者 その他のご親族	被保険者が次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ○被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	2億円		
3	交通事故等※2により、ケガをされたり、お亡くなりになったとき					
ケ ガ (傷害)	死亡保険金	被保険者ご本人	被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。	612万円		
	後遺障害保険金		被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、事故の日から その日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 に保険金をお支払いします。	後遺障害の程度に応じて 24.48万円~612万円		
	入院保険金		被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、事故の日から その日を含めて180日以内に入院された場合に保険金をお 支払いします。	入院1日につき 7,000円		
	手術保険金		被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合に保険金をお支払	①入院中に受けた手術の場合 フ万円 ② ト記①以外の手術の場合		

「その他のご親族」とは、被保険者ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。「ご親族」とは、ご本人ま たはその配偶者の 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、被保険者が 責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。 ※2 交通事故等とは以下のものをいいます。

いします。

●運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故、または運行中の乗物の火災、爆発などの事故 ●運行中の乗物に乗っている間の「急激かつ偶然な外来の事故」 ●乗客として駅などの乗降場の改札□を入ってから出るまでの乗降場における 「急激かつ偶然な外来の事故」 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路運行中の衝突、接触による事故、および工作用自動 車の火災、爆発などの事故 ●乗物の火災による事故

年間保険料

- ■お支払いいただく保険料は、被保険者ご本人の職業、年齢、性別にかかわらず、年額4,800円です。
- ■被保険者ご本人の年齢によるご加入の制限はありません。
- ■ご契約は、脱退のお申し出がない限り自動的に継続されます
- ■賠償責任の補償内容と同様の保険契約(異なる保険種類の特約や共済等を含みます。)が他にある場合、補償が重複す ることがあります。ご加入に際しては、補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認ください。

■このチラシは概要を説明したものです。補償内容は、J A 自転車倶楽部パンフレット (PE110700) とあわせてご覧ください。 なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせは…

(取扱代理店) JAあいち海部 飛鳥支店 (0.567) 5.2 - 1.235本店 (0567)28-6709鍋田支店 (0567)68-8121(0567)26-2155(0567)67-1131津島支店 弥富支店 永和支店 (0567)31-0011市江支店 (0567)31-1121(0567)28-2353(0567)24-212佐屋支店 神守支店 (0567)28-2377(052) 444-2621 立田支店 七宝支店 八開支店 (0567)37-0311伊福支店 (052) 441-0121 佐織支店 (0567)28-7255美和支店 (052)444-1721蟹江支店 (0567)95-3154甚目寺支店(052)444-0046 (052)444-2521十四山支店(0567)52-2116 大治支店

[引受保険会社]

JAグループ

本社/〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ https://www.kvoeikasai.co.ip/

PE116900('21.06)D 24-2603